

小・中学生の就学援助申請（第2次申請）のお知らせ （令和4年度）

保護者様

岡山市教育委員会

岡山市教育委員会では、経済的な理由で公立小・中・義務教育学校へ通うお子さんの就学にお困りの方に対し、法律に基づいて必要な費用の一部を援助しています。希望する方は下記により申請してください。申請内容はプライバシーに十分配慮して取り扱います。

第2次申請は、主に6月以降に転入された方、世帯状況の変更等により経済的に困窮する事情が生じた方が対象です。5月の第1次申請で既に就学援助が認定となっている方は、申請不要です。

【申請方法】 郵送（郵送先：岡山市教育委員会就学課） ※ページ下参照

※郵送料は自己負担となります。

郵送方法は、特定記録または簡易書留（配達記録あり）を推奨します。

申請書の不着等については、責任を負いかねますのでご了承ください。

教育委員会就学課へ申請書が届いたことを確認したい場合は、発送後お問い合わせください。

【受付期間】 令和4年9月2日(金) 当日消印有効 ※厳守

※特別な事情により、期間中に申請できない方は9月2日(金)までに教育委員会就学課にご相談ください。

<必要なもの>

下記申請条件ごとの添付書類

申請条件	添付書類
①児童扶養手当を受けている方	保護者名義の預金通帳のコピー（口座番号がわかるところ） 児童扶養手当証書のコピー（※児童手当とは異なります）
②その他の方で、 令和4年1月1日の 住所（住民登録地） が、	岡山市の方 保護者名義の預金通帳のコピー ※申請書に記載している教育委員会による市保有の所得データ確認に同意しない場合は、岡山市発行の令和3年中の所得証明書を提出してください。
	他市町村の方 保護者名義の預金通帳のコピー 令和4年1月1日に住所があった市町村が発行する令和3年中の所得証明書

【注意！】 市外から転入された方、市外在住の方は所得証明書が必要です。

<認定の目安> 家族全員の合計所得額が下記世帯人数による所得額以下の場合に認定となります。

※申請時点の世帯人数で審査します。

単位：円

申請時の世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得額	1,916,000	2,296,000	2,676,000	3,056,000	3,436,000	3,816,000
（給与収入額の目安）	（約2,852,000）	（約3,395,000）	（約3,895,000）	（約4,370,000）	（約4,845,000）	（約5,320,000）

※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は手帳の写しを添付してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方、東日本大震災により被災（避難）された方、その他特別な事情があつてお困りの方は認定の目安を超えていても認定できる場合がありますので、教育委員会就学課までご相談ください。

※生活保護（教育扶助）を受給中の場合は申請は不要です。修学旅行費の支給については別途学校から案内があります。

※就学援助の認定によって学校への納付金は免除されません。学校の指示に従い納付してください。

学校納付金が未納の場合は、就学援助費から充当させていただきます。

※第2次申請受付期間の後に経済的に困窮する事情が生じた方は、第3次申請（12月頃）の受付があります。日時等については、市のホームページ、広報紙（市民のひろばおかやま）でお知らせします。市のホームページ（就学援助制度について）へはこちらの二次元コードをご利用ください。



※外国語版（英語・中国語・韓国語）の書類も用意しています。教育委員会就学課又は学校にお問い合わせください。

●お問い合わせは …… 岡山市教育委員会事務局 学校教育部 就学課 TEL086-803-1587

◎送付先
郵送の際、この送付先を切り
取って、ご利用ください。

700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市教育委員会事務局
学校教育部就学課 宛